

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年6月26日 山形地方法務局 登記官 一 戸 貢  
記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
3900-2020-0122	東村山郡山辺町大字北山字松山1851番
3900-2021-0001	山形市大手町33番3
3900-2021-0002	山形市大手町33番6
3900-2021-0061	東村山郡中山町大字土橋字鬼ヶ沢1170番